

令和6年度 生活支援部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人愛光 近藤

(事務局) 障害福祉課 平野、向後、荒木、高橋

【部会の目的】

- ・ 地域の課題を整理し、暮らしを支援するために必要なことを検討する。
- ・ 部会活動から各事業所間の関係を築く。
- ・ 必要に応じ課題解決のために作業部会を設け、検討を行う。

【作業部会とその目的】

医ケア児者の災害対策検討部会

- 医ケア児者の災害対策についての検討

グループホーム等事業所連絡会

- 各事業所間の連携を通じて、各事業所の地域資源としての有効活用、支援力を高める

【令和6年度の成果・活動目標】

(1) 生活支援部会

○障害者の日常生活支援への検討

- ・ 地域課題についての検討。課題解決については作業部会で実施

(2) 医ケア児者の災害対策検討部会

○医療的ケア児者の災害対策支援

- ・ 医ケア児者のモデルケースによる避難訓練の実施
- ・ 個別避難計画のシート及び手引きの作成
- ・ 自助力を高める取り組みの実施

(3) グループホーム等事業所連絡会

○グループホームの質の向上

- ・ 各事業所間の横のつながりの強化
- ・ 各事業所における世話人や生活支援員への研修やトレーニング体制の確認
- ・ 各事業所や相談支援事業所との情報交換から各事業所に必要な支援を考察

○地域連携推進会議の進め方について

【令和 6 年度の活動実績】

（１）生活支援部会

○障害者の日常生活支援

- ・ 作業部会の進捗報告及び地域課題について検討
- ・ 障害者が日常生活の不安を抱えることなく送れるようにするために、医療的ケア児者の災害対策と、各事業所の質の向上を支援する方向性を検討

（２）医ケア児者の災害対策検討部会

○医療的ケア児者の災害対策支援

- ・ 昨年度に引き続き、医療的ケア児者が災害時であっても、生活を続けていくために必要な支援等についての検討を実施
- ・ 自治会等の協力を得て、モデルケースの避難訓練を実施し、個別避難計画のもととなる個別避難計画書の書式を作成した。
- ・ 自助力を高めるため、年度内に放課後等デイサービス事業所（1 事業所）と医ケア児の茶話会で実施予定。

（３）グループホーム等事業所連絡会

○グループホームの質の向上

- ・ 事業所間の横のつながりの強化を目指し、年度後半に 1 回開催した。
- ・ 各事業所や相談支援事業所との情報交換から事業所に必要な支援を考える場を設けた。13 事業所の参加があった。

○地域連携推進会議の進め方について

- ・ 令和 7 年度から義務化される地域連携推進会議について、今年度地域連携推進会議を開催したジョーの家から、会議の参加者や会議内容等についての情報提供があった。
- ・ 地域連携推進会議の進め方についての疑問点について事業所間で共有した。
- ・ 近隣の事業所間で協力し合えるように、交流できる班組をした。

【令和 7 年度以降の課題、取り組みの方向性】

① 課題

- ・ 医ケア児者の個別避難計画作成及び避難訓練を含め、地域の協力者の確保
- ・ グループホーム等事業所連絡会へ参加する事業所が固定されている
→直接電話連絡することで、参加される事業所が多い。連絡方法の工夫と参加のメリットを検討する必要がある
- ・ グループホームに空床があり、資源が活用されていない。
- ・ グループホームの空床解消には、受け入れが可能な対象者を広げる必要があり、従事者は様々な障害特性に対応できる支援力が必要

② 取り組みの方向性

- ・ 作成した個別避難計画書を用いての避難訓練を、佐倉市避難行動要支援者避難支援部会とともに実施する。
- ・ 市内グループホームにグループホーム等事業所連絡会への参加を促進する。
- ・ 様々なグループホームでの取り組みを知り、支援力を高める

※上記に加え、佐倉市障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、研修実施を行う。（障害者虐待防止等研修、就労選択支援事業に関する研修）

【令和6年度開催実績と議題等】

（1）生活支援部会

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.7.18	南部地域福祉センター	・今年度の部会活動について ・障害者週間の啓発事業について
2	R6.12.12	南部地域福祉センター	・作業部会の進捗について ・障害者週間の啓発事業の報告
3	R7.3.6	南部地域福祉センター	・今年度のまとめ ・佐倉市障害者総合支援協議会への提案事項の確認

（2）医ケア児者の災害対策検討部会

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.5.10	佐倉中央公民館	・今後の予定及び計画の方向性の確認 ・中志津、白銀モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
2	R6.7.16	佐倉中央公民館	・中志津モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
3	R6.8.29	佐倉中央公民館	・中志津モデルケースについて
4	R6.10.1	佐倉中央公民館	・中志津モデルケースの報告 ・白銀モデルケースについて
5	R6.12.5	佐倉中央公民館	・白銀モデルケースの報告 ・避難支援個別計画書の書式について
6	R7.2.5	佐倉中央公民館	・生活支援部会への報告 ・避難支援個別計画書の書式及び契約について ・次年度の予定について

(※上記会議のほかに、関係者で中志津自治会と5回、白銀自主防災組織と3回、避難訓練の打ち合わせを行った。また中志津と白銀のモデルケースで避難訓練を実施した。)

(3) グループホーム等事業所連絡会

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R7.1.16	南部地域福祉センター	・情報交換 ・業務上の課題、改善について ・地域連携推進会議について

【構成員】

(1) 生活支援部会 32人

当事者団体(3)、障害福祉サービス事業者(28)、佐倉市社会福祉協議会(1)
(※検討内容により構成員は変動する)

(2) 医療ケア児者の災害対策検討部会 11人

当事者団体(1)、障害福祉サービス事業者(8)、佐倉市社会福祉協議会(2)
(※検討内容により構成員は変動する)

(3) グループホーム等事業所連絡会 27人

障害福祉サービス事業者(25) 障害者グループホーム等支援ワーカー(2)
(※検討内容により構成員は変動する)

令和6年度 医療的ケア児等災害時避難訓練について

1 訓練の目的

- 令和3年の災害対策基本法の改正より、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の「災害時要支援者」について、「個別避難計画」の作成することが市町村の努力義務となりました。
- こうした動きを踏まえ、佐倉市では、令和4年度及び令和5年度に災害時支援の優先度が高いと考えられる「医療的ケア児」を対象とする避難訓練を実施し、判明した課題を踏まえて「個別避難計画」の様式(案)を作成いたしました。
- 今回は、「個別避難計画」の様式(案)に基づく避難訓練を実施し、「個別避難計画」の様式を確定すること目的として訓練を行いました。

2 訓練の日時及び場所

- ・2024年10月6日(日) 8:50～10:30
- ・佐倉市中志津周辺
(中志津1丁目自宅～いちょう通り～中志津商店街～中志津自治会センター)

3 参加者 約 50 名

- ① 当事者・家族
- ② 中志津自治会のみなさん
- ③ 佐倉市議会議員 4名
- ④ 医療的ケア児者の災害対策検討部会事務局 7名
 - ・生活支援部会長、福祉部長、障害福祉課長、障害福祉課職員
- ⑤ 関係機関 12名
 - ・相談支援事業所、障害児通所事業所、千葉県医療的ケア児支援センター、生活支援コーディネーター、訪問看護事業所、佐倉市社会福祉協議会、佐倉市危機管理課、佐倉市社会福祉課

4 災害想定

- ① マグニチュード7.0規模の地震発生。佐倉市内まだら停電により対象医療的ケア児の自宅周辺は停電の状態。固定電話、携帯電話は不通。メールなどの通信も不安定な状態。
- ② 自宅には本人と母の二人のみ。家族は全員外出中で連絡がつかない。蓄電池の残量が少ないため人工呼吸器等の使用持続時間に不安が生じた。

5 訓練の流れ

訓練開始

花火の打ち上げ

8:50 地震発生。マグニチュード 7.0 規模の大きな揺れを感じる。

各自の安全を確保する。

医療的ケア児家族 無事であれば家の外に黄色いタオルをかけることになっている
→かけられない

医療的ケア児家族 ライフラインの確認、医療機器の点検、充電状態の確認

8:55 停電。余震が続いている。

自治会班長 班内の被災状況の調査開始。

医療的ケア児家族 停電が復旧しない状態。蓄電池を確認したところ残りが少なく、1 日分くらい。発電機のある自治会センターに避難を希望。しかし自宅内には母しかおらず、多量の荷物があるため、避難には人手が必要。

9:15 (実際には地震発生から 1 時間以上経過している) 余震が続いている。

自治会班長 医療的ケア児家族の状況について把握。防災事務局に報告及び医療的ケア児家族から自治会センターに避難するための救護班の派遣を要請。

防災事務局 自治会班長から医療的ケア児家族の状況報告を受け、救護班 5 名の派遣を決定。

救護班 防災事務局からの連絡を受け、医療的ケア児家族在住の自治会班内の防災支部から救護班 5 名が医療的ケア児宅へ出発

9:30 **医療的ケア児家族** **救護班** 救護班 5 名、荷物運搬用のリヤカーとともに医療的ケア児宅に到着

9:45 **医療的ケア児家族** 災害伝言ダイヤル使用訓練。

医療的ケア児家族 **救護班** 荷物をまとめ、救護班 5 名と自治会センターへ出発。

10:00 **医療的ケア児家族** **救護班** 自治会センターへ到着。

防災事務局 発電機を準備。医療的ケア児家族は電源確保。

10:10 **防災事務局** 避難エリアを整備。整備終了後、看護師(自治会在住)がバイタルチェックを行う。

10:30 **参加者全員** 避難訓練無事終了。

6 今後について

- ① 訓練後の反省会(関係機関を含めた反省会)にて、いくつか課題点ができました。その他の参加関係者も含めた反省会を後日開催し、避難訓練を総括します。
- ② 関係者にアンケートを実施し、訓練を通じての課題点を抽出します。
- ③ ①②を参考に個別避難計画書ひな型の完成を目指します。

令和6年度 医療的ケア児等災害時避難訓練(2回目)について

1 訓練の目的

- 令和3年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の「災害時要支援者」について、「個別避難計画」を作成することが市町村の努力義務となりました。
- こうした動きを踏まえ、佐倉市では、令和4年度及び令和5年度に災害時支援の優先度が高いと考えられる「医療的ケア児」を対象とする避難訓練を実施し、判明した課題を踏まえて「個別避難計画」の様式(案)を作成いたしました。
- 今回は、「個別避難計画」の様式(案)に基づく避難訓練を実施し、「個別避難計画」の様式を確定すること目的として訓練を行いました。

2 訓練の日時及び場所

- ・2024年11月13日(水) 14:02～15:30
- ・佐倉市白銀周辺
(白銀2丁目自宅～ちとせ小町)

3 参加者 42名

- ① 当事者・家族
- ② 白銀自主防災組織のみなさん 17名(佐倉市議会議員1名含む。)
- ③ 佐倉市議会議員 3名
- ④ 医療的ケア児者の災害対策検討部会事務局 7名
 - ・生活支援部会長、福祉部長、障害福祉課長、障害福祉課職員
- ⑤ 関係機関 14名
 - ・相談支援事業所、障害児通所事業所、佐倉市社会福祉協議会、佐倉市危機管理課、佐倉市社会福祉課

4 災害想定

- ① マグニチュード7.0規模の地震発生。佐倉市内まだら停電により対象医療的ケア児の自宅周辺は停電の状態。固定電話、携帯電話は不通。メールなどの通信も不安定な状態。
- ② 自宅には本人と母の二人のみ。家族は全員外出中で連絡がつかない。蓄電池の残量が少ないため人工呼吸器等の使用持続時間に不安が生じた。

5 訓練の流れ

訓練開始

- 14:02 地震発生。マグニチュード 7.0 規模の大きな揺れを感じる。
各自の安全を確保する。
[医療的ケア児家族] 無事であれば家の外に世帯1名が道路に出ることになっている。
→出られないので、表札に張り紙で現状を伝える。
[医療的ケア児家族] ライフラインの確認、医療機器の点検、充電状態の確認
- 14:15 停電。余震が続いている。
[自主防災組織班長] 班内の被災状況の調査開始。
[医療的ケア児家族] 停電が復旧しない状態。蓄電池を確認したところ残りが少なく、1日分くらい。電源確保のためにちとせ小町への避難を決断し、ちとせ小町に連絡し受け入れの承諾を得る。しかし自宅内には母しかおらず、多量の荷物があるため、避難には人手が必要。
- 14:30 (実際には地震発生から1時間以上経過している)余震は続いている。
[自主防災組織班長] 医療的ケア児家族の状況について把握。防災事務局に報告し、避難誘導チームの出動を要請。
[避難誘導チーム] ちとせ小町への避難誘導のために、貸出用の発電機とともに矢澤家へと移動。
- 14:45 [医療的ケア児家族] [避難誘導チーム] 避難誘導チームが荷物運搬用のリヤカーとともに医療的ケア児宅に到着し、ちとせ小町へと避難を開始
- 15:05 [医療的ケア児家族] ちとせ小町に到着。避難場所に移動。発電機の稼働確認し電源確保。
[避難誘導チーム] 防災事務局へ避難完了を報告。
- 15:20 [参加者全員] 避難訓練無事終了。

6 今後について

- ① 関係者にアンケートを実施し、訓練を通じての課題点を抽出します。
- ② 訓練実施後に関係機関と会議を開き、個別避難計画のひな型についての意見をもらいます。
- ③ ①②を参考に個別避難計画書ひな型の完成を目指します。

令和 6 年度 啓発・権利擁護部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人愛光 安部

(事務局) 障害福祉課 長谷川、佐藤（幸）、佐藤（英）

【部会の目的】

- ・ 障害の理解促進のため、啓発・広報活動などの充実に関する検討を行う。
- ・ 障害者の権利擁護（虐待防止、障害者差別解消など）についての課題を整理し、必要な施策の検討を行う。

【令和 6 年度の成果・活動目標】

- ・ 啓発活動を行い、市民や企業等に対し障害者理解の促進を図る。
- ・ 市内の事業所に対し、障害者虐待防止の啓発活動を行う。
- ・ 佐倉市成年後見支援センターと連携し、当事者家族へ成年後見制度の周知・啓発を実施する。
- ・ 子ども向けの福祉教育について、検討を行う。

【令和 6 年度の活動実績】

- ・ 障害者虐待防止研修の実施（令和 6 年 10 月 21 日実施、52 団体、77 名参加）
- ・ 市内小中学校における福祉教育実績の収集、及び学年ごとの福祉教育案の検討
- ・ 市民相談員合同研修における障害者理解促進に関する講演（令和 6 年 8 月 28 日実施、19 名参加）

【令和 7 年度以降の課題、取組の方向性】

○課題

- ・ 障害理解のための効果的な啓発（特に児童・生徒への啓発）
- ・ 障害者虐待防止や障害者差別解消の推進
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進
- ・

○方向性

- ・ 学校教育における福祉教育促進に関する方策の策定
- ・ 障害者虐待防止の障害者差別解消に関する啓発
- ・ 成年後見制度に関する情報収集と周知

※上記に加え、佐倉市障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、研修実施を行う。（障害者虐待防止等研修、就労選択支援事業に関する研修）

【令和 6 年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R 6.5.27	健康管理センター	・ 第 7 次佐倉市障害者計画・第 7 次障害福祉計画について ・ 専門部会の取組について ・ 令和 6 年度の部会活動について（意見交換） ・ 施設従事者向け障害者虐待研修について ・ 障害理解促進のイベント等について
2	R6.7.29	健康管理センター	・ 部会員の交代について ・ 障害者虐待防止について ・ 佐倉市における福祉教育について ・ 令和 6 年度障害者週間の実施内容（意見募集）
3	R6.9.30	健康管理センター	・ 第 1 回障害者総合支援協議会について（報告） ・ 施設従事者向け障害者虐待研修について ・ 子ども向けの障害理解のための方策の検討 ・ 令和 6 年度障害者週間の実施内容
－	R 6.10.21	臼井公民館	・ 障害者虐待防止研修 ※各専門部会との合同開催
4	R6.11.25	健康管理センター	・ 施設従事者向け障害者虐待研修について（報告） ・ 令和 6 年度障害者週間の実施内容について ・ 福祉教育の対象や方向性について（報告）
5	R7.1.27	健康管理センター	・ 佐倉市の福祉教育について（報告） ・ 令和 6 年度障害者週間の実績及び令和 7 年度以降の内容について（報告及び意見募集）
6	R7.3.27 (予定)	健康管理センター	・ 第 2 回障害者総合支援協議会について（報告） ・ 第 2 回障害者差別解消支援地域協議会について（報告） ・ 令和 7 年度の事業計画について

【構成員】 13 人

当事者家族会(4)、ボランティア(2)、社会福祉法人(5)、N P O(1)、佐倉市（指導課）(1)

令和6年度障害者虐待防止 事業者向け研修 アンケート集計結果

(アンケート回答数 64 件/出席者 77 名)

設問1 あなたが所属する事業所の性質は？

ア 相談⇒5名 イ 児童⇒17名 ウ 通所⇒23名
エ 訪問看護⇒1名 オ 入所・GH⇒10名 ※複数回答あり
カ その他()⇒14名(就労支援A型、放課後デイサービス など)

設問2 今回の研修の内容はいかがでしたか？

ア とても参考になった⇒48名 イ 参考になった⇒15名 ※無回答…1名
ウ あまり参考にならなかった⇒0名 ウ 参考にならなかった⇒0名

【回答の理由】(抜粋)

【ア とても参考になった と回答】

- ❖「虐待とは？」について具体的に知ることができたし、小さな気づきも話の中(会話)から感じとりたいたと思った。
- ❖参加された方の事例等も聞きたかった。
- ❖気づかぬ内に虐待をしてしまっているかもしれない事例を知ることができた。

【イ 参考になった と回答】

- ❖毎日の小さな気付きが大事。職場内の風通しってやっぱり大事ですね。
- ❖事例が挙げられており、内容が身近に感じられた。

設問3 今後、市が障害者虐待防止研修を開催した場合、参加を希望しますか？

ア 希望する⇒64名 イ 希望しない⇒0名

【回答の理由】(抜粋)

【ア 希望する と回答】

- ❖市内の事業所の皆さんが参加されると思うので、共通の認識を持ち、共通言語を持てると思うため。
- ❖事例を知る事が大事である。今後も参加して気付くことが大事。
- ❖オンライン研修なら参加したい。変則勤務の為。
- ❖自分のせまい認識だけではなく、様々な状況における内容を聞けるため。

設問4 市が実施する障害者虐待防止研修について希望する頻度を教えてください。

ア 年2-3回以上⇒22名 イ 年1回⇒42名 ウ 希望しない⇒0名

【回答の理由】(抜粋)

【ア 年2-3回以上 と回答】

- ❖経験年数や立場による違いでそれぞれに合った内容を希望。
- ❖事業者内で複数の職員が受講できるようにしてほしい。

- ❖一同に集めて講義形式であれば年1回程度でもいいと思いますが、GWがあるとより理解が進むと思います。

【イ 年1回 と回答】

- ❖年1回だと確実に参加できる。
- ❖定期的に研修する必要があるものの、回数が多いと予定を合わせるのが難しい。

設問5 職場で実施されている障害者虐待防止研修について教えてください。

ア 外部の講師を招いた研修⇒16名

イ 職場内の研修（施設職員が講師となるもの）⇒53名

ウ 研修を行っていない⇒1名

エ その他（ ）⇒5名（新しい事業所のため、本日が初めて など）

※複数回答あり

設問6 本日の研修の感想や、障害者の虐待防止に関する市の取り組みについてご意見がありましたら教えてください。その他、アンケートの回答で補足することがあれば記入してください。

【自由意見から】（抜粋）

- ❖普段使っていた言葉、良かれと思った言葉が虐待になるというのが気づけてよかった。あと早い「気づき」が大切。何に対しても「気づき」は大切だなと感じました。
- ❖法律の大まかな意義を明確に捉えていくこと、防止の視点を持つことの大切さを感じた。虐待による本人の認識、心理を学ぶこと、虐待に関連する刑法の正しい理解が必要。管理者としては、事業所、職員と障害のある方を守る姿勢が大事。
- ❖児童に関する事例をもう少しお聞きできたらありがたかったです。
- ❖児童の場合、親御さんにも周知したい（趣旨がちがうかも）と感じました。
- ❖現場に伝えるにはとてもいい内容です。昨年、県でも同じような研修がありましたが目指すところは同じ。この研修は定期的に続けてください。例えば30分でオンデマンドにしてくれば、職員会議で研修ができるのでうれしいです。
- ❖普段何気なくしている支援にも虐待になるようなものもあるということで、より一層気を付けていこうと思いました。
- ❖通報することが一番難しいと感じる。家族からの虐待の通報が一番難しい。本人が否定してしまう。施設を退所してしまう（家族に退所させられてしまう）ことが心配。通報することで虐待がエスカレートしないか心配。

令和 6 年度 就労支援部会の活動報告について

(部会長) 社会福祉法人福葉会 木村
(事務局) 障害福祉課 土屋、勝田、前所

【部会の目的】

- ・ 市内の障害のある方の働くことに関しての土壌作りをすすめる。
- ・ 障害特性に応じた就労（一般就労、福祉的就労）について啓発を促すとともに、雇用について調査をすすめ、障害のある方の就労の機会の確保・質の向上に寄与する。

【作業部会とその目的】

作業部会

- 就労系サービス事業所の効果的な周知・啓発を行うと共に、障害者が希望する就労や日中活動の実現のための効果的な取組を推進する。
(構成員：就労系サービス事業所 等)

【令和 6 年度の成果・活動目標】

- ・ 企業との交流を行い、施設外就労や作業の受注に結びつける。
- ・ 事例検討会等を行い、事業所のサービスの質の向上を図る。
- ・ 障害者優先調達推進法による受注件数を拡大する。

【令和 6 年度の活動実績（作業部会を含む）】

- ・ 企業見学会の開催
 - ワタキューセイモア株式会社佐倉工場（R6.5.29）
 - 古河ユニック株式会社佐倉工場（R7.3 開催予定）
- ・ イベントへの参加（理解促進、販売機会の確保）
 - 佐倉・産業大博覧会（R6.11.9～10）
 - 笑顔 de つながる ふくしフェスタ（R6.11.16）
 - パラスポーツと心のフェスティバル（R6.12.7）
- ・ 企業と就労系事業所の交流機会の創出検討
 - 企業等（工業団地連絡会など）への周知資料の作成検討
- ・ 事例検討会の実施
 - 作業部会において、対応困難事例についての共有・情報交換
- ・ 作業部会員が情報交換するためのツールの検討
- ・ 障害者虐待防止研修の実施 ※啓発・権利擁護部会との合同開催

【令和 7 年度以降の課題、取組の方向性】

○課題

- ・ 継続的な受注の確保による安定した工賃の支給（おもに B 型事業所）
- ・ 市内企業等の就労系事業所についての理解不足
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく受注の拡大

○方向性

- ・ 農福連携の推進
- ・ 障害者雇用に取り組む企業との連携（施設外就労等の推進）
- ・ 他市自立支援協議会（就労関係部会）との情報交換・連携

※上記に加え、佐倉市障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、研修実施を行う。（障害者虐待防止等研修、就労選択支援事業に関する研修）

【令和 6 年度開催実績と議題等】

（就労支援部会）

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R 6.5.9	社会福祉センター 3 階中会議室	・令和 6 年度出店等イベントについて ・令和 6 年度の部会活動について（意見交換） ◇ 第 7 次佐倉市障害者計画・第 7 次障害福祉計画の策定 ◇ 就労支援部会及び作業部会での活動 ・重度障害者等就労支援特別事業の実施について（報告）
－	R 6.10.21	臼井公民館	・障害者虐待防止研修 ※啓発・権利擁護部会との合同会議
2	R 6.11.13	社会福祉センター 3 階中会議室	・障害者総合支援協議会について（報告） ・作業部会の活動報告
3	R 7.3.5	社会福祉センター 3 階中会議室	・作業部会の報告 ・来年度の部会活動について

(作業部会)

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.7.22	社会福祉センター 3 階中会議室	・ワタキューセイモア株式会社 佐倉工場の見学について（報告） ・企業等（工業団地連絡会など）への提供資料の作成について（意見聴取） ・企業に就労系事業所を知ってもらうための活動（意見交換）
2	R6.9.11	社会福祉センター 3 階中会議室	・企業見学会の実施について（共有） ・障害者週間のイベント案について（意見聴取） ・作業部会の今後の活動について（情報交換したいことの集約等）
3	R6.12.25	社会福祉センター 3 階中会議室	・令和 7 年度の部会活動について ・事例検討について（事業所利用者からの要望とその対応について） ・優先調達について

【構成員】

(1) 就労支援部会 38 機関

サービス事業所（28）、障害者就業・生活支援センター（1）、ハローワーク（1）、印旛特別支援学校さくら分校（1）、当事者団体(2)、相談機関（3）、その他関係機関（2）

(2) 作業部会 28 事業所

就労系サービス事業所（28） ※就労継続支援 A・B、就労移行 等

障害者のいろいろな
「働く」を
推進しています！

佐倉市障害者総合支援協議会
就労支援部会

2025.2.5

○障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置。

障害者総合支援協議会

(事務局：障害福祉課)

協議等事項

- 以下に関することについて協議を行う
 - ・関係機関等の業務において課題となった事項への対応策
 - ・地域の関係機関相互の連携
 - ・新たに組みむべき地域課題への対応
 - ・障害のある人やその家族と地域社会との関係構築
 - ・関係機関等の職員等に対する研修
 - ・福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保
 - ・佐倉市障害福祉計画及び佐倉市障害者計画等の調査、分析及び評価
 - ・佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

構成員

- ・指定相談支援事業者
- ・医療・保健機関
- ・障害福祉サービス事業所
- ・療育・教育機関
- ・権利擁護機関
- ・雇用・就労支援機関
- ・民生委員・児童委員
- ・学識経験者
- ・障害関係団体
- ・佐倉市社会福祉施設協議会
- ・佐倉市社会福祉協議会

運営委員会

- ・部会の協議事項に関する部会間の連絡及び調整のため設置

- ・専門部会長

専門部会

- ・専門の事項又は個別の課題を協議のため設置
- ・障害者の地域生活に必要な仕組みづくり、計画進行管理、事業の評価を協議

生活支援部会

医ケア児者の災害対策検討部会

グループホーム等事業所連絡会

- ・相談支援事業所等の連携強化を図り、困難事例の解決に向けた検討等

啓発・権利擁護部会

- ・障害者の理解促進のための広報活動の充実や、権利擁護の課題の整理・施策の検討等

就労支援部会

作業部会

- ・就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等

療育支援・教育部会

児童通所支援事業所連絡会

医療的ケア児等の暮らしを
考える作業部会

- ・障害児者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等

精神部会

当事者部会

「精神障害者にも対応した
地域包括ケアシステム」構築部会

- ・精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や、理解促進のための施策の検討等

- ・障害関係団体、障害福祉サービス事業所等の実務担当者等

(参考) 障害福祉関係機関連絡会

- ・障害関係団体、障害関係機関等との情報共有及び連携強化を図る

就労支援部会について

【構成員】

- 就労系サービス事業所（２７）
就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労移行支援 など
- 障害者就業・生活支援センター就職するなら明朗塾
印旛・山武地域で就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・
職業準備訓練のあっせんを行う
- ハローワーク成田
- 千葉県立印旛特別支援学校 さくら分校
- いんば中核地域生活支援センターすけっと
千葉県中核地域生活支援センター事業（総合相談）
- ちば北総地域若者サポートステーション
仕事に就いておらず、家事も通学もしていない、就職を目指す15歳
から49歳までの若者を支援
- 佐倉市手をつなぐ育成会（主に知的障害者の家族会）
- 佐倉市精神障害者家族会 かぶらぎ会

（事務局） 佐倉市役所 障害福祉課 043-484-4164

ご存じですか？「施設外就労」

- ・ 障害者雇用を進めるにあたり、まずは「施設外就労」を活用して業務の一部を委託してみませんか？

「施設外就労」 ● 障害者が従事できる作業等がある場合に・・・

1. 企業と就労支援事業所（福祉施設）が、その作業について委託契約（請負契約）

※短期間での契約も可能です

2. 就労支援事業所を利用する障害者が、企業内で委託業務に従事

※障害者と就労支援事業所の支援員が共に従事（または巡回）し、障害者への業務の指示・指導・トラブルへの対処は支援員が行います。

3. 企業は、就労支援事業所に請負代金を支払う
4. 就労支援事業所は、障害者に賃金を支払う

（委託例） 清掃、工場ライン、検品、袋詰め、製品仕分け、ポスティング など

【企業のメリット】

- ・ 労働力不足の解消(繁忙期への対応)
- ・ 育成時間等の負担軽減
- ・ 障害者の直接雇用の推進
(雇用の際のノウハウを習得、人材発掘)
- ・ CSR(企業の社会的責任)、共生社会への取組

【障害者のメリット】

- ・ 一般就労に向けた就業経験(能力開発)
- ・ 自分に合った仕事の発見
- ・ 社会規範の習得
- ・ 社会参加の促進
- ・ 能力の発揮と自己実現

市内に、施設外就労や業務の発注を希望する就労支援事業所があります。

興味がありましたら、お問い合わせください。 ☎043-484-4164（障害福祉課、土屋）

「施設外就労」の他にも、仕事の発注を承ります

- ・「施設外就労」の他にも、企業の業務を切り分けていただき
就労支援事業所内で請け負います。

(発注が考えられる業務例)

- ☐小物クリーニング ☐袋詰め・梱包 ☐データ入力 ☐POP作成
- ☐出品代行 ☐書類仕分け/封入・封かん ☐除草作業/植栽・花苗
- ☐清掃（室内・外）☐縫製品作成 ☐記念品・返礼品作成
- ☐印刷 ☐書類電子化（PDF） ☐観葉植物レンタル
- ☐日替わり弁当、総菜・オードブル等の提供（配達）
- ☐名刺への点字刻印
- ☐フェルトや毛糸、アイロンビーズなどを使った手芸品
- ☐封入作業 ☐洋服の裁断 ☐布の縫製作業 ☐建築部材の組立作業
- ☐ステッカー・シール貼り作業 ☐花や堆肥の製作

【企業のメリット】

- ・労働力不足の解消（繁忙期への対応）・アウトソーシングによる業務コスト削減の可能性

市内に、施設外就労や業務の発注を希望する就労支援事業所があります。
興味がありましたら、お問い合わせください。 ☎043-484-4164（障害福祉課、土屋）

働こうとする障がい者

就労(障害者雇用)

- <対象者>
- ・企業での就労時間は週20時間以上を基本とする。
 - ・(重度障害の場合、10時間以上の勤務で雇用率制度での算入の例外有)
 - ・会社の規則を守る事ができる
 - ・安定して仕事に取り組める
 - 一般企業での障害者雇用
 - 特例子会社での障害者雇用

ハローワーク登録

求人サイト応募
エージェント登録

求職活動

面接等

就労継続支援A型(雇用型)

- <対象者>
- ・一般就労は困難だが雇用契約を結んで継続的に働ける方(原則65歳未満)

<事業所の特性>

- ・障害福祉サービス事業所(利用するには市町村へ要申請)であり、障害者を支える支援員がいる。
- ・本人と事業所が直接雇用契約を締結し、仕事を行う(週5日程度)。
- ・最低賃金の確保
- ・株式会社、NPO、社会福祉法人などが運営(事業所により特色あり)

就労移行支援、就労継続支援(A・B型)は、復職や労働時間の延長のための訓練を行いたい方も利用できる!



就労移行支援(訓練)

- <対象者>
- ・一般就労の希望者で、就労に向けた訓練や就職活動を行いたい方

<事業所の特性>

- ・障害福祉サービス事業所(利用するには市町村へ要申請)であり、障害者を支える支援員がいる。
- ・就労に必要な訓練及び生活リズムの立て直しを行う。
- ・株式会社、NPO、社会福祉法人などが運営(事業所により特色あり)

就労継続支援B型(非雇用型)

- <対象者>
- ・就労経験はあるが、現在は一般企業で就労することが困難な方。(就労経験のない50歳以上の方も利用可)

<事業所の特性>

- ・障害福祉サービス事業所(利用するには市町村へ要申請)であり、障害者を支える支援員がいる。
- ・軽作業等を行いながら、就労に必要な訓練を行う
- ・雇用契約はなく作業工賃(17,031円/令和4年度平均月額)

障がい者向け職業訓練

- <【都道府県委託事業】>
- ・千葉県立障害者テクノスクール
 - ・東京障害者職業能力開発校

<対象者>

- ・ハローワークに求職登録している
- ・障害の症状が安定しており職業訓練の実施が可能
- ・集団生活に適應できる
- ・通校が可能

<内容>

- ・企業、NPOなどが実施する公共職業訓練
- ・PC技能・ビジネスマナーなど)
- ・その他>
- ・授業料は無料(テキスト代等は自己負担)
- ・企業への実習等もある

障がい者を雇用する事業者向けの支援制度等

【障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾】

・障害のある方の就業及び生活に関する指導や助言、職業準備訓練のあっせんなどを行っています。

・企業支援員(障害者雇用アドバイザー)事業

企業支援員が企業を訪問し、相談支援を行っています。

➡「障害のある方を雇用したことがない」「雇用したいが不安」といった不安の解消

➡既に障害のある方を雇用している企業の雇用管理上のアドバイスなどを行います。

【特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)】

・高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。

【トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)】

・ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用する事業主に対して助成されます。

【キャリアアップ助成金】

次のいずれかを継続的に講じた場合、助成金を受けることができます。

- ・有期雇用労働者を正規雇用労働者(多様な正社員を含む)または無期雇用労働者に転換する措置
- ・無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置

【佐倉市障害者雇用促進奨励金】

障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業主に対して、その雇用に係る賃金額の一部を奨励金として交付します。

(参考) 地域と企業とのつながりを

令和6年度から、

【市内企業と地域（就労支援事業所）をつなぐネットワーク】の構築の検討を進めています。

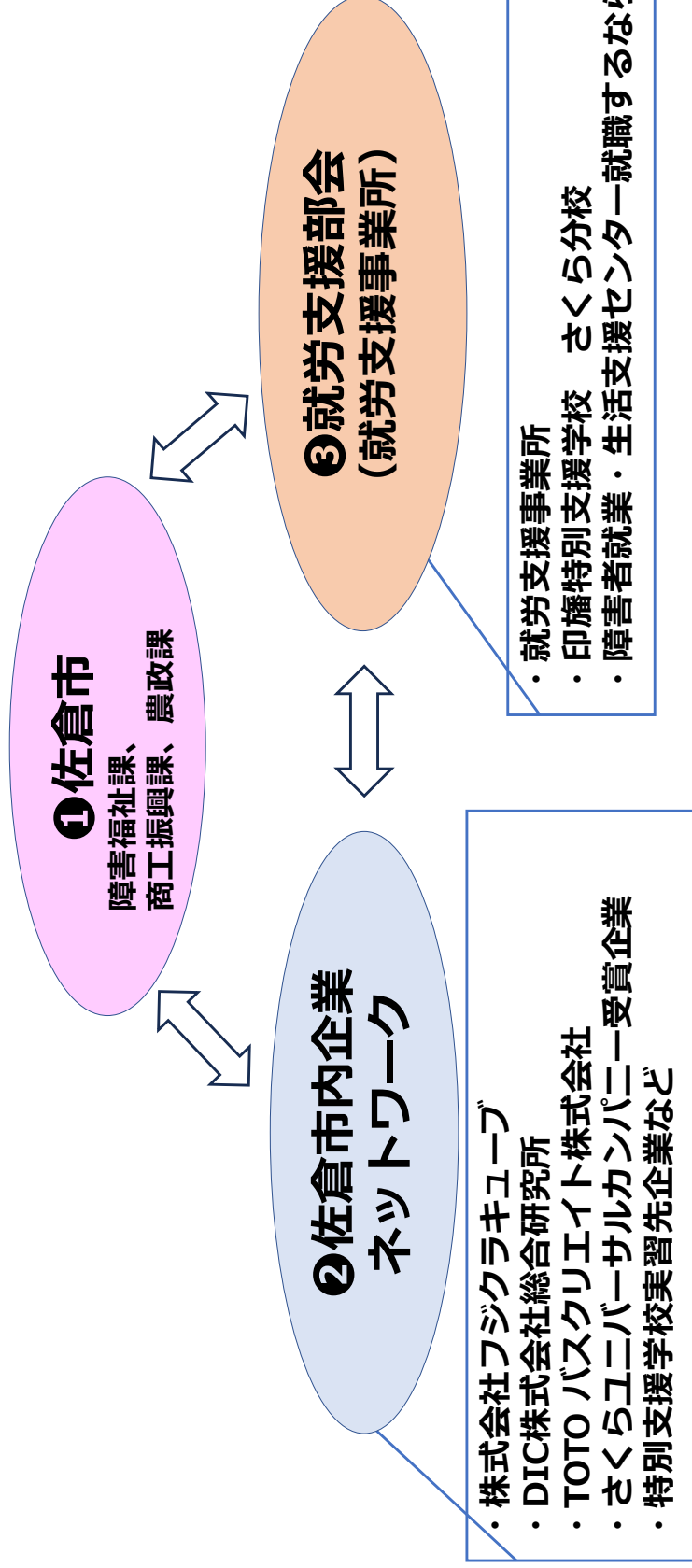
●趣旨

“障がい者雇用をしている企業/これから検討する企業”

“地域”

“就労中/就労を目指す障がい者支援”

の新しいネットワークとして、「障がい者支援/地域/企業」の3者がWin—Win—Winの関係で、発展していくことを目指す。



令和6年度 療育支援・教育部会（佐倉市特別支援教育連携協議会）
の活動報告

（部会長）社会福祉法人千手会 須藤
（事務局）障害福祉課 東城、木村、柿澤、浅沼
教育センター 白澤

【部会の目的】

- ・ 保健、医療、教育及び福祉等の各分野の連携強化に資する方策等を検討、実施することにより、障害児者の早期発見・早期療育を図る。

【作業部会とその目的】

佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）等により、通所支援事業所の提供サービスの維持・向上を図る。

医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- 関係機関が連携し、医療的ケア児等の現状や課題（ニーズ）の把握、医療的ケア児及びその家族に対する支援策の検討・実施を行う。

【令和6年度の成果・活動目標】

（１）療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明

（２）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）の実施
- ・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用（講演会の開催）

（３）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

○医療的ケア児者等の支援体制の方向性検討

- ・アンケート調査の実施（現状や課題・ニーズ等の把握）
- ・支援策や支援体制の方向性の取りまとめ

【令和 6 年度の活動実績】

（１）療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・ 教育センター、健康管理センター、佐倉市さくらんぼ園、障害福祉課における配布

○制度改正及び児童通所支援に関連する機関の取組等に係る勉強会の実施

○研修会「地域共生社会について・特別支援学校における教育について」の実施

○障害者虐待防止研修の実施 ※啓発・権利擁護部会との合同開催

（２）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・ 制度改正及び児童通所支援に関連する機関の取組等に係る勉強会の実施
- ・ 研修会「地域共生社会について・特別支援学校における教育について」の実施
- ・ 障害者虐待防止研修の実施 ※啓発・権利擁護部会との合同開催

（３）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

○医療的ケア児者等の支援体制の方向性検討

- ・ アンケート調査報告書の作成
- ・ 医療的ケア児者等とその家族のための支援アクションプラン（案）の検討・作成

【令和 7 年度以降の課題、取組の方向性】

（１）療育支援・教育部会

①課題

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・更なる認知度の向上（活用促進）と活用状況の把握（改善検討）が必要。

②取組の方向性

- ・教育機関等の関係者や当事者への説明や、活用している保護者等に対するアンケート調査の実施等活用状況の把握方法の検討を行う。

（２）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

①課題

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改正による制度改正等を踏まえ、通所支援を行う必要。

②取組の方向性

・制度改正等についての勉強会や、事例検討（グループ討議）、情報交換等を行う。

（３）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

①課題

・医療的ケア児者等の実態把握を踏まえ、支援策等についての検討・実施が必要。

②取組の方向性

・医療的ケア児者等とその家族のための支援アクションプラン（案）に基づき、支援策や支援体制の検討、実施を行う。

※上記に加え、佐倉市障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、研修実施を行う。（障害者虐待防止等研修、就労選択支援事業に関する研修）

【令和６年度の開催実績と議題等】

（１）療育支援・教育部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.5.8	南部地域福祉センター	・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・令和６年度開催スケジュール ・令和６年度連絡会における実施事項検討 ・研修「障害とは支援とは？」
2	R6.7.4		・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・障害者差別解消法の概要 ・令和６年度障害福祉サービス等報酬改定 ・障害児通所支援のご利用の手引き（案） ・保育所等訪問事業の概要 ・令和６年度連絡会における実施事項検討
3	R6.10.21		・障害者虐待防止研修 ※啓発・権利擁護部会との合同会議
4	R6.12.5		・佐倉市の障害福祉の現状等 ・ことばと発達の相談室の概要 ・発達相談・就学相談の概要 ・保育所等訪問支援事業の概要
5	R7.2.12		・障害者支援と地域共生社会の推進 ・特別支援教育に関わる学校・学級について

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.5.8	南部地域福祉センター	・令和6年度開催スケジュール ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 ・令和6年度連絡会における実施事項検討 ・研修「障害とは支援とは？」
2	R6.7.4		・障害者差別解消法の概要 ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 ・障害児通所支援のご利用の手引き（案） ・保育所等訪問事業の概要 ・令和6年度連絡会における実施事項検討
3	R6.10.21		・障害者虐待防止研修 ※啓発・権利擁護部会との合同会議
4	R6.12.5		・佐倉市の障害福祉の現状等 ・ことばと発達相談の概要 ・発達相談・就学相談の概要 ・保育所等訪問支援事業の概要
5	R7.2.12		・障害者支援と地域共生社会の推進 ・特別支援教育に関わる学校・学級について ・医療的ケア児等とその家族のための支援アクションプラン（案）

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.10.25	議会棟 第3委員会室	・医療的ケア児者の災害関係に係る取組 ・地域生活支援拠点等の整備 ・医療的ケア児等に係るアンケート調査結果 ・医療的ケア児等に係る支援のあり方

2	R6.12.17 ※作業部会	1号館6 階第1会議室	・障害者総合支援協議会の概要 ・令和5年度医療的ケア児者等とその家族の実態調査報告書 ・医療的ケア児者等とその家族のための支援アクションプラン（案） ・佐倉市ライフサポートファイル ・他自治体の支援ガイドブック（江東区、神戸市、世田谷区、江戸川区）
3	R6.2.3	書面会議	・医療的ケア児者等とその家族のための支援アクションプラン（案）

【構成員】

（1）療育支援・教育部会 17人

当事者団体（3）、障害福祉サービス事業者（4）、
教育機関（3）、相談支援事業所（1）、佐倉市社会福祉協議会（1）、
佐倉市（こども保育課・こども家庭課・母子保健課）（3）
＜事務局＞ 佐倉市（障害福祉課・教育センター）（2）

（2）佐倉市児童通所支援事業所連絡会 35人

障害福祉サービス事業者（30）、相談支援事業所（4）
＜事務局＞ 佐倉市（障害福祉課）（1）

（3）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会 19人

当事者団体（1）、障害福祉サービス事業者（5）、
医療機関等（2）、相談支援事業所（4）、
千葉県医療的ケア児等支援センター（1）、印旛保健所（1）、
佐倉市社会福祉協議会（1）、佐倉市（こども保育課・母子保健課）（2）
＜事務局＞ 佐倉市（障害福祉課・教育センター）（2）

（以 上）

令和 6 年度 精神部会の活動について

(部会長) 社会福祉法人千手会 鎌田

(事務局) 障害福祉課 日暮、三浦、井上、加藤

【部会の目的】

- ・ 佐倉市における精神症状のある方への支援のあり方を多角的方面より検討する。
- ・ 各委員（家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携をとりながら、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について考えていく。
- ・ 佐倉市民の方々へ精神障害に関する理解を深めてもらうための方法を検討する。（民生委員等の理解促進等）

【作業部会とその目的】

- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進のため、佐倉市における精神保健福祉の総合的な対策を検討する。

【令和 6 年度の成果・活動目標】

- ・ 各委員（当事者・家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携を行い、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について検討する。
- ・ 地区社協や民生委員との地域連携を促進するための研修会を実施する。
- ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する内容として、住まいの確保、ピアサポートの活用、入院者の地域移行、家族支援等に関する内容を協議する。

【令和 6 年度の活動実績】

- ・ 精神障害に関する情報の共有
 - 精神保健福祉法の改正や鉄道料金割引制度の導入等について情報共有及び意見交換を実施。
- ・ アウトリーチ支援について共有
 - 訪問看護ステーション Arica の上田氏より、訪問看護の概要、アウトリーチの魅力、ACT の仕組み等について講義を実施。
- ・ 作業部会において、今後の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の取組について検討
 - 佐倉市の現状分析及び課題の抽出のため、地域アセスメント調査を実施

- ・ 当事者部会において、精神障害者当事者の意見（困っていること、必要としている支援等）を聴収

【令和 7 年度以降の課題、取組の方向性】

- ・ 精神障害に対する地域理解
- ・ 市内外の病院や地域の支援機関と連携した支援体制の構築
- ・ 佐倉市における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム事業の推進
- ・ 当事者部会からの意見の具体化へ向けた取組

※上記に加え、佐倉市障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、研修実施を行う。（障害者虐待防止等研修、就労選択支援事業に関する研修）

【令和 6 年度開催実績と議題等】

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R 6.7.3	市役所社会福祉センター地下研修室	・総合支援協議会の概要 ・精神保健福祉法の改正について ・鉄道料金割引制度の導入について ・当事者部会の報告
2	R6.10.24	市役所社会福祉センター 3 階中会議室	・精神障害者入院医療費助成制度について ・配食サービスについて ・マイナ保険証について ・当事者部会の報告
3	R7.1.21	市役所社会福祉センター 3 階中会議室	・作業部会の報告 ・【講義】アウトリーチの再考について

（「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築部会（作業部会））

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.6.11	市役所	・精神部会（全体会）の準備 ・情報共有
2	R6.9.19	市役所	・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの今後の取組について ・精神部会（全体会）の準備 ・情報共有

3	R6.12.23	市役所	・地域アセスメント調査について ・精神部会（全体会）の準備 ・情報共有
4	R7.3.5	市役所	・佐倉市におけるアウトリーチモデルについて ・家族支援、親亡き後の住まいについて ・精神部会（全体会）の準備 ・情報共有

（当事者部会）

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.5.10	社会福祉法人 愛光	・今困っていることや必要な支援について
2	R6.9.13	社会福祉法人 愛光	・精神障害者向けのサービス等に関する資料作成と活用法について ・災害対策について
3	R7.1.27	社会福祉法人 愛光	・障害福祉サービス等に関する情報の取得方法について ・災害対策について ・「リカバリー」や「ピアサポート」について

【構成員】

（１）精神部会 19 人

当事者家族会(2)、当事者(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(3)、
訪問看護事業所(1)、相談支援事業所(4)、中核地域生活支援センター（１）、
通所系事業所(3)、障害者支援施設(1)、佐倉市社会福祉協議会(1)、
佐倉市健康推進課(1)

（２）作業部会 8 人

当事者家族会(2)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(2)、相談支援事業所(2)、
通所系事業所(1)

（３）当事者部会 5 人

（以上）

令和6年度佐倉市精神障害者相談支援事業の概要報告

社会福祉法人千手会

地域生活支援センター「レインボー」

1. 事業の目的

基幹相談支援センターにおける障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員（精神保健福祉士）を配置して、相談支援事業所及び関係機関（福祉、教育、医療等）と連携を図りながら、精神障害者相談支援事業を実施する。

※本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つである障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）として、佐倉市からの委託を受けて実施。

※担当者は鎌田大輔（精神保健福祉士、社会福祉士、主任相談支援専門員）。

2. 事業の概要

精神障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者等の福祉に関する各般の問題について、精神障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のための援助を行う。

(1) 精神障害者相談支援事業

(2) 精神障害者相談会

(3) 事業所間事例検討会

(4) 佐倉市総合支援協議会精神部会・生活支援部会への出席

(5) 精神障害者家族会への出席

3. 事業の具体的内容・実績（令和6年4月から令和7年1月）

(1) 精神障害者相談支援事業

○主に障害福祉サービス等を利用している精神障害者等（継続ケース）を対象として、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

○具体的な事例は、以下のとおり。

・病状の悪化、認知機能の低下により、予約をしてもキャンセルとなるケースや、予約日に相談に来ることができないケースが例年に比べ多い印象であった。

- ・相談支援事業所が関わっているケースであっても、本人と家族の間で情報共有がなされていないケースや、家族間のトラブルに伴い家族から相談を受けるケースが認められ、関係機関と情報共有を行い、連携して相談支援を行った。
- ・家族のライフステージの変化に伴い、家族関係調整のため複数回に渡って相談を受け、最終的には家族全員が来所しての家族会議を相談支援専門員と共に行い、対応するなどした。

・対応人数(実人数):369名

・支援方法・件数

支援方法	説明	件数
関係機関	関係機関との調整(個別支援会議を除く)	319件
訪問	家庭や施設・学校等相談者がいる場所に訪問	195件
電話相談	電話に依る相談支援	177件
個別支援会議	関係機関と支援のあり方を検討(ケース会議等)	81件
来所相談	相談者が事業所へ来所	22件
電子メール	電子メールに依る相談支援	13件
同行	関係機関等への同行	1件
その他		3件
合計		811件

・相談内容・件数

相談内容	説明	件数
不安の解消・情緒安定	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴	725件
障害や病状の理解	障害の受容・理解に関する本人や家族への支援	632件
福祉サービスの利用等	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応等	626件
健康・医療	医療機関の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣	626件
家族関係・人間関係	家族関係、人間関係の調整	465件
生活技術	金銭管理、家事、育児に関する支援	364件
社会参加・余暇支援活動	外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行等	359件
就労	就職活動や面接等に関する支援、雇用条件及び勤務先との調整	331件

保育・教育	幼稚園・保育園の紹介、子ども・子育て支援制度利用に係る助言、学校・教育進路に関する支援	233件
家計・経済	年金・手当・生活保護制度に関する支援	207件
権利擁護	虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度利用に向けた支援	32件
その他	上記のいずれにも該当しないもの	558件
合計		5,158 件

※「(2)精神障害者相談会」、「(3)事業所間事例検討会」の件数を含む

(2)精神障害者相談会

○主に障害福祉サービス等を利用していない精神障害者等(新規ケース)を対象とする、精神障害者相談会(予約制)を実施し、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

・相談件数等:

開催場所	件数	実人数
ミレニアムセンター佐倉	11 件	10 人
西部地域保健福祉センター	3 件	3 人
南部地域保健福祉センター	1 件	1 人
レインボー	7 件	7 人
合計	22 件	21 人

(3)事業所間事例検討会

○精神障害者支援に係る中核的な役割を果たす拠点として、他の事業者間と困難ケース等についての事例検討会(月1回)を主催(開催)した。

・出席者:

- －基幹相談支援センター;アシスト(愛光)、レインボー(千手会)
- －障害者相談支援事業所;きらり(えのき会)、こもれびさくら(生活クラブ)、
かけはし(愛光)
- －スーパーバイザー;成田市地域生活支援センター(橋本美枝氏)
- －行政;佐倉市福祉部障害福祉課

	開催日	場所		開催日	場所
1	令和6年4月10日	市役所1号館 6階第1会議室	6	令和6年10月9日	市役所1号館 6階第1会議室
2	令和6年5月8日	社会福祉センター 3階小会議室	7	令和6年11月20日	社会福祉センター 3階小会議室
3	令和6年6月5日	社会福祉センター 3階小会議室	8	令和6年12月11日	中央公民館 2階学習室
4	令和6年7月10日	市役所1号館 6階第1会議室	9	令和7年1月6日	社会福祉センター 3階小会議室
5	令和6年9月6日	市役所福祉センター 3階小会議室	10	令和7年2月12日	市役所福祉センター 3階小会議室

(4) 佐倉市総合支援協議会精神部会への出席

○障害者総合支援法に基づき、佐倉市が設置した障害者総合支援協議会の精神部会に部会長として出席。

	開催日	場所
1	令和6年6月5日	社会福祉センター3階中会議室
2	令和6年7月3日	社会福祉センター地下研修室
3	令和6年10月24日	社会福祉センター3階中会議室
3	令和6年12月11日	社会福祉センター地下会議室
4	令和7年1月21日	社会福祉センター3階中会議室

(5) 精神障害者家族会の定例会への出席

○精神障害者家族会の定例会に出席し、出席者からの相談に対する助言や情報提供等を行った。

	開催日		開催日
1	令和6年4月10日	6	令和6年11月13日
2	令和6年5月8日	7	令和6年12月11日
3	令和6年6月12日	8	令和7年1月8日
4	令和6年7月10日	9	令和7年2月12日
5	令和6年10月9日		

(以上)

令和6年度佐倉市療育支援コーディネーター配置事業の概要報告

社会福祉法人 千手会

地域生活支援センター「レインボー」

1. 事業の目的

基幹相談支援センターにおける障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員（医療的ケア児等コーディネーター等）を配置して、相談支援事業所及び関係機関（福祉、教育、医療等）と連携を図りながら、療育支援コーディネーター事業を実施する。

※本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つである障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）として、佐倉市からの委託を受けて実施。

※担当者は新井 真由美（社会福祉士・相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター）。

2. 事業の概要

障害児等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の福祉に関する各般の問題について、障害児等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のための援助を行う。

(1) 障害児等相談支援事業

(2) 佐倉市総合支援協議会療育支援・教育部会への出席

3. 事業の具体的内容・実績（令和6年4月から令和7年1月）

(1) 障害児等相談支援事業

○障害児等からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

○具体的な事例は、以下のとおり。

- ・障害福祉サービスを利用していたが現在は利用していない障害児のライフステージが変わる段階における関係者間の引継ぎ
- ・医療的ケア児の学びの場に係る医療関係の調整
- ・不登校の障害児の相談件数が増加傾向にあり、障害福祉サービス利用へのつなぎ（こども家庭課、スクールソーシャルワーカーとの情報共有及び助言）

支援方法	説明	件数
訪問	家庭や施設・学校等相談者がいる場所に訪問	109件
関係機関	関係機関との調整（個別支援会議を除く）	85件
同行	関係機関等への同行	51件
電話相談	電話に依る相談支援	48件
来所相談	相談者が事業所へ来所	11件
個別支援会議	関係機関と支援のあり方を検討（ケース会議等）	8件
電子メール	電子メールに依る相談支援	3件
合計		315件

- ・対応人数（実人数）：169名
- ・支援方法・件数

支援内容	説明	件数
保育・教育	幼稚園・保育園の紹介、子ども・子育て支援制度利用に係る助言、学校・教育進路に関する支援	280件
家族関係・人間関係	家族関係、人間関係の調整	158件
障害や病状の理解	障害の受容・理解に関する本人や家族への支援	150件
不安の解消・情緒安定	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴	123件
福祉サービスの利用等	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応等	103件
健康・医療	医療機関の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣	51件

家計・経済	年金・手当・生活保護制度に関する支援	13件
社会参加・ 余暇支援活動	外出や移動に関する支援、 サークル活動の紹介や同行等	6件
就労	就職活動や面接等に関する支援、 雇用条件及び勤務先との調整	4件
生活技術	金銭管理、家事、育児に関する支援	0件
権利擁護	虐待発見時の保護のための措置や 成年後見制度利用に向けた支援	0件
その他	上記のいずれにも該当しないもの	156件
合計		1,044件

(参考)連携した関係機関

○行政機関

- ・佐倉市：障害福祉課、こども保育課（ファミリーサポートセンター含む）、こども家庭課、母子保健課、西部保健福祉センター
- ・千葉県：千葉県中央児童相談所、印旛保健所

○教育機関

- ・佐倉市教育センター、スクールソーシャルワーカー
- ・慈光幼稚園、千成幼稚園、佐倉市さくらんぼ園
- ・小竹小学校、志津小学校、井野小学校、上志津小学校、青菅小学校
- ・ユウカリ優都びあ学童
- ・佐倉中学校、上志津中学校、臼井西中学校、志津中学校
- ・印旛特別支援学校、千葉県立聾学校、桜が丘特別支援学校
- ・佐倉市子育てコンシェルジュ「テレサ」

○医療機関

- ・八千代医療センター、下志津病院、大和田訪問看護、風の村訪問看護

(2) 佐倉市総合支援協議会療育支援・教育部会への出席

○障害者総合支援法に基づき、佐倉市が設置した障害者総合支援協議会の療育支援・教育部会（4回）に委員として出席。

	開催日	場所
1	令和6年5月8日	南部地域福祉センターB棟1階研修室
2	令和6年7月4日	南部地域福祉センターB棟1階研修室
3	令和6年10月21日 ※啓発・権利擁護部会との合同会議	臼井公民館2階研修室
4	令和6年12月5日	南部地域福祉センターB棟1階研修室
5	令和7年2月12日	南部地域福祉センターB棟1階研修室

（参考）

①小児慢性特定疾患児に対する支援

○千葉県から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の委託を受け、長期にわたり療育を必要とする小児慢性特定疾患児等及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

②NICU在宅移行支援看護師育成プログラム開発委員会への参加

※例年は千葉県からの以下の依頼を受けて業務を実施（コロナ禍以降実績がないが、依頼時には協力予定）。

○千葉県の「NICU在宅移行支援看護師育成事業」の育成プログラム開発委員会に「佐倉市療育支援コーディネーター」として参加。

○在宅移行支援看護師育成プログラム講義のうち福祉分野の役割として「我が子と地域で暮らす親の力を高めるための支援策」を担当。

<講義内容>

- 1) 障害受容と親になるということ
- 2) 家族の強みに注目した支援の実際
- 3) 子どもと家族に対する相談支援専門員

（以 上）